

■結核発生届記入時のお願いと注意点

- **診断（検案）した者（死体）の類型**：初診時に生存していて、結核と診断された場合の類型は「患者（確定例）」、「無症状病原体保有者」のいずれかとなります。感染症法施行令第4条において、結核の疑似症患者は患者とみなすことになっているため、感染症法上の「疑似症患者」に該当する届出は原則ありません。結核菌の検出がなくても、画像所見があれば、類型は「患者（確定例）」です。ただし、初診時に死亡されている方は「感染症死亡者の死体」、「感染症死亡疑い者の死体」のいずれかとなります。
- **当該者職業**：診断のみならず公衆衛生対策上も重要な情報となります。公務員、会社員などにとどめず、できるだけ職種（調理師、保育士、医師、ツアーコンダクターなど）を記載してください。
- **当該者住所と当該者所在地**：住所は住民登録してある所です。所在地は居る場所で、保健所が連絡をとれる場所（入院中なら病院、帰省中であれば帰省先）です。
- **症状**：自覚症状に限らず、他覚症状・所見が含まれます。「その他」には、選択項目以外で重要と思われる症状や基礎疾患、重複感染症の有無、内服中の薬剤などを記載してください。「症状なし」は、無症状病原体保有者の扱いとなるものです。
- **診断方法**：診断の根拠となったものすべてに○をつけ、必要な内容を記入してください。検査中のものや陰性結果のものは含まれません。画像所見も必ずご記入ください。異常がない場合でも「異常なし」と記入をお願いします。届出票には届出基準に示された診断方法があらかじめ書かれており、それ以外の方法で診断されたものは、原則、届出対象外となります。
- **初診年月日**：当該疾患の初診日です。それ以前から他疾患で通院中・入院中である場合には、他疾患の初診日としないようご注意ください。
- **診断年月日**：届出基準を満たす結果が得られ、診断が確定した日です。
- **感染したと推定される年月日**：他の感染者の存在を把握するうえで公衆衛生対策上重要です。問診内容などから感染機会をできる限り判断して、記入してください。
- **発病年月日**：感染性の有る期間の把握や集団発生時などでの発症曲線の描写などに必要となり、公衆衛生対策上重要です。なお、何をもち「発病」とするかの規定は定められていませんが、当該疾患の主となる症状が最初に出現した日について記入してください。
- **死亡年月日**：届出後に死亡された場合にも、保健所で追加入力ができるよう、できるだけ保健所にご連絡をお願いします。
- **感染原因・感染経路・感染地域**：集団発生の探知や拡大・再発防止策など、公衆衛生対策に直結する非常に重要な項目です。問診を含めた診察結果からできるだけ記載をお願いします。不明としか判断できない場合には、その他（ ）に（不明）と記載してください。
なお、（確定・推定）の判断基準は示されていないので、状況により判断してください。
 - ①**感染原因・感染経路**：項目の詳細内容をできるだけ具体的に記入してください。
 - ②**感染地域**：詳細地域・場所をできるだけ具体的に記入してください。複数の地域が考えられる場合などには、現地の流行状況なども考慮して判断してください。渡航先や国内旅行先などでは、感染地域への滞在期間も問診し、把握できれば記入してください。
- **その他の感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項**：例えば、集団発生の可能性に関する情報、家族や接触者調査の必要性などの保健所へのアドバイス、入院の必要性や重篤度など、他の項目に書けなかった事項などを積極的に記入してください。